## 



「危険ドラッグ（脱法ドラッグ）」とは，麻薬や覚せい剂のように多幸感や快感等を高め ると称して販売されている製品です。使用すると死亡したり，健康被害を起こしたりする だけでなく，交通事故等で他人を巻き込む事例が多発しています。
※平成26年7月に「脱法ドラッグ」の名称が「危険ドラッグ」に変わりました。


指定薬物の製造，販売等だけでなく，所持，購入，使用，譲り受けについても禁止されています。
違反した場合，3年以下の懲役，もしくは300万円以下の罰金またはどちらも科されます。
※中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く，かつ，人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として医楽品，医療機器等法で規制されている物質です。現在，1，448種類指定されています。 （平成27年2月9日現在）

## 危険ドラッグを使うと…

薬物乱用により，破壊された脳は元には戻りません。これに より，呼吸停止や幻覚，意識障害などを引き起こし，1回だけ の使用で死に至ることもあります。

また，乱用される薬物の共通の特徴に，何度も繰り返し使い たくなる「依存性」があり，「やめたくてもやめられない」状態に陥ってしまいます。「1回だけ」という軽い気持ちが，自分の人生だけでなく，他人の人生をも狂わせてしまうのです。


県では，危険ドラッグ撲滅に向けて取締りや啓発を強化しています。


## 

道路や橋をつくる建設工事や，公共施設を管理する業務委託などの契約 について，県と受注者等の責務を右の ように定めました。


## 県の責務

適切な契約相手を選ぶ方法や契約 を適正に履行させるためのしくみをつ くり，実行します。

## 受注者等の責務

受注者や下請負者は，公契約の当事者であることを自覚して，契約を適正に履行することが求められます。

## 

## 県が発注する契約では

入札においては，価格だけではなく，より良い職場づくりなどの取り組みも評価の対象とします。

障害のある方や保護観察を受けている方を雇用し ている事業者，「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている事業者などを加点評価します。

現場で働く方の賃金や社会保険について，法律を守り適正に行われているか，事業者 から県に報告していただきます。

建設工事（予定価格3億円以上），施設管理業務 の委託や指定管理（予定価格3千万円以上）が対象 です。

公契約条例の施行を通じて，適正な労働条件の確保やより良い職場づくりを図り，豊かで働き やすく住みよい，人に優しい奈良県づくりを目指します。


